



第46期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成27年9月29日（火曜日）
午前10時00分

会場変更 昨年と開催場所を変更しております。
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
いただき、お間違えのないようご注意ください。

開催場所 東京都立川市曙町2丁目40番15号
パレスホテル立川 3階
「こぶしの間」

議決権行使期限 平成27年9月28日（月）
午後6時まで

目次

■ 第46期定時株主総会招集ご通知 …… 1

【添付書類】

■ 事業報告 …… 4

■ 計算書類 …… 19

■ 監査報告書 …… 33

■ 株主総会参考書類 …… 35

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第7号議案 退任取締役および監査役に対する退職慰労金贈呈の件

証券コード4657
平成27年9月11日

株 主 各 位

東京都八王子市散田町三丁目7番23号
株式会社環境管理センター
代表取締役社長 水 落 憲 吾

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月28日（月曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都立川市曙町2丁目40番15号
パレスホテル立川 3階 「こぶしの間」
（昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

3. 目的事項

報告事項 第46期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 退任取締役および監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使に関する事項

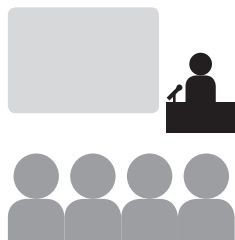
- (1) 当日代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合は代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kankyo-kanri.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)
また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。)

また、資源節約のため、本招集ご通知を会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時	平成27年9月29日(火曜日) 午前10時00分
----------	--------------------------

書面にて行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	平成27年9月28日(月曜日) 午後6時到着分まで
------	---------------------------

(お願い)

- ◎議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- ◎当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- ◎当日は、節電等のため、当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社は、平成26年6月24日開催の第44期定時株主総会の決議により、事業年度の末日を従来の3月31日から6月30日に変更しました。これに伴い、前期の事業期間は平成26年4月1日から平成26年6月30日までの3ヶ月間という変則的なものとなりました。このため業績に関しては前期比増減のご説明を省略させていただきます。

① 事業の経過及び成果

当期の国内経済を概観すると、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が一巡したことに加え、円安株高を背景に、国内景気の緩やかな回復基調が続きました。

環境行政の動向としては、福島県の除染関連施設の中心となる中間貯蔵施設の建設が始まり、本年3月から搬入が開始されました。昨年12月には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運用が見直され、安定供給と再生可能エネルギー拡大の両立に向け、修正が図られました。

このような状況の中、当社は昨年9月には、当社の分析センター（東京都八王子市）が食品衛生法第33条の規定による登録検査機関として厚生労働大臣から認められました。昨年10月には、原発事故により拡散した放射性物質の除染や中間貯蔵に係る事業、廃炉に向けた事業等に係る情報集約、技術確立に向けて特化した部門として、環境放射能プロジェクト室を新設しました。一方、効率化に向けた取り組みとして、環境分析へのロボット活用について検討を進め、本年4月に第1号機をPM2.5測定ラインに導入いたしました。

通期（7月～6月）の受注高は36億41百万円となりました。官公庁からの受注高は12億50百万円、民間顧客からの受注高は23億90百万円となりました。受注高に占める官公庁の割合は34.3%であります。通期の売上高は36億98百万円でありました。官公庁への売上高は10億65百万円、民間顧客への売上高は26億32百万円になりました。売上高に占める官公庁の割合は28.8%であります。この結果、翌事業年度以降に繰り越す受注残

高は11億11百万円となりました。

損益面については、売上原価は29億52百万円、販売費及び一般管理費は7億86百万円となりました。その結果、営業損失は39百万円、経常損失は82百万円、当期純損失96百万円となりました。

事業別の概況は次のとおりです。

(単位：百万円)

分野		期別	第45期 〔平成26年4月1日～平成26年6月30日〕			第46期(当事業年度) 〔平成26年7月1日～平成27年6月30日〕		
			受注	売上	受注残	受注	売上	受注残
環境調査	環境監視	146	14	138	212	231	119	
	施設・事業場	190	96	146	648	655	139	
	廃棄物	169	65	120	507	463	164	
	土壌・地下水	265	164	157	873	959	71	
	小計	771	341	563	2,241	2,308	495	
コンサルタント		152	33	365	453	462	356	
応用測定	受託研究	43	18	28	222	180	69	
	アスベスト	127	71	77	253	256	74	
	その他	46	19	31	174	182	24	
	小計	217	108	137	650	619	168	
放射能		111	10	101	296	307	90	
合計		1,253	494	1,168	3,641	3,698	1,111	
官公庁		414	75	382	1,250	1,065	567	
民間		838	418	785	2,390	2,632	543	

【環境調査】事業の当期の受注高は22億41百万円、売上高23億8百万円、受注残高4億95百万円になりました。

当事業は業務内容により次の4つに区分しています。

(1)「環境監視」関連分野は、主として官公庁委託による公共用水域・大気環境の濃度計

量証明業務を行う業務です。当期の受注高は2億12百万円、売上高2億31百万円、受注残高1億19百万円になりました。

- (2) 「施設・事業場」関連分野は、官公庁並びに民間企業の各施設・事業場からの排水・排ガス、騒音・振動、悪臭などの測定・分析を行う業務です。当期の受注高は6億48百万円、売上高6億55百万円、受注残高1億39百万円になりました。
- (3) 「廃棄物」関連分野は、主として公営のごみ焼却施設・中間処理施設・最終処分場等の廃棄物関連の調査業務、ダイオキシン・PCB類の分析を主としています。当期の受注高は5億7百万円、売上高4億63百万円、受注残高1億64百万円になりました。
- (4) 「土壌・地下水」関連分野は、民間企業の工場跡地等の売買に伴う汚染状況の把握調査を主としています。当期の受注高は8億73百万円、売上高9億59百万円、受注残高71百万円になりました。

【コンサルタント】事業は、環境影響評価（アセスメント）、自然環境調査など主として民間事業者が開発行為に関連して行う環境保全への取り組みに関する業務です。当期の受注高は4億53百万円、売上高は4億62百万円、受注残高3億56百万円になりました。

【応用測定】事業の当期受注高は、6億50百万円、売上高6億19百万円、受注残高1億68百万円になりました。うち、建材のアスベストの含有量分析等を行う「アスベスト」分野の受注高は2億53百万円、売上高2億56百万円になりました。

【放射能】事業は、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染により、放射能測定業務の需要が増加したことから開始した事業であります。受注高は2億96百万円、売上高は3億7百万円、受注残高90百万円であります。

② 設備投資の状況

当期の設備投資は、分析・測定機器の経常的な設備投資を行い、設備投資額は1億71百万円となりました。なお、投資額にはリース資産14百万円を含めております。

③ 資金調達の状況

当期末の有利子負債残高は、21億42百万円であります。短期及び長期借入金を5億15百万円（純額）返済いたしました。また、平成26年8月に事業資金の確保を目的に第1回無担保社債3億円を発行いたしました。なお有利子負債残高にはリース債務1億81百万円を含めております。

④ 事業の譲渡や合併等の企業再編に関する事項

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

当社は、次の4項目を対処すべき課題として重視しています。

① 新分野への取り組み

当社の競争力の源泉は現場力にあります。現場での対応力を高め、現場で生まれる様々なニーズを吸い上げ、環境計量証明業の周辺に事業領域を拡大していきます。規制対応のための測定・分析だけでなく、社会に密接に影響を与える応用測定や環境修復、事業価値を高めるための新分野・新技術に取り組むことが課題であると考えております。

これまでに環境対策工事や環境修復のための薬剤販売、放射能計測・除染など国策レベルの事業・研究課題に取り組んでまいりました。今後もフィールド調査での強みを活かしつつ、農業・食品などの周辺分野から通信・制御機器も視野に入れて、新分野開拓への取り組みを進めてまいります。

② コラボレーションの取り組み

当社は、事業活動を推進するためには戦略的な連携を推進することが有効な方法であると考えております。

これまでに高度の技術と幅広い知見を有する国内の企業・研究機関との情報交換を円滑に進める関係を構築してまいりました。今後も、国内外の企業との関係を一層密にすることにより、事業活動の範囲を広げてまいります。

③ 技術開発と人財の多様性・育成

お客様ニーズを的確につかみ、形あるサービスとしてお返しするためには、優秀な人財を多数確保することが必要です。お客様や社会からの要請が変化していく中で、現場経験の積み重ねが新たな環境問題に対応するための技術基盤になっていると当社は考えております。あわせて、フィールドで各人の能力を最大限に発揮させるべく、通信や制御技術を駆使した現場サポート技術を開発してまいります。

また、海外出身の留学生の採用、女性が働きやすい職場の整備、多能化のための研修など、人財の多様化を図るための仕組みづくりに取り組みます。

④ リスク分散対応と利益向上の施策

当社は、東日本大震災を教訓として、リスク分散の観点から生産拠点の平準化に取り組むとともに、省エネの観点から使用電力・薬品類の削減に積極的に取り組んでまいりました。

今後も、施設の保全維持・改修を行うとともに作業ラインの改善・再配置を進めること

により事業の採算性・効率性の改善を進めてまいります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

科 目	第 43 期 (平成24.4.1) ～ 25.3.31)	第 44 期 (平成25.4.1) ～ 26.3.31)	第 45 期 (平成26.4.1) ～ 26.6.30)	第46期(当事業年度) (平成26.7.1) ～ 27.6.30)
売 上 高(百万円)	3,981	3,918	494	3,698
経 常 利 益(百万円)	109	144	△200	△82
当 期 純 利 益(百万円)	78	94	△179	△96
1株当たり当期純利益 (円)	18.64	22.56	△42.65	△22.86
総 資 産(百万円)	5,099	5,343	4,613	4,448
純 資 産(百万円)	1,545	1,623	1,422	1,327
1株当たり純資産 (円)	367.35	385.75	338.11	315.39
自 己 資 本 比 率 (%)	30.3	30.4	30.8	29.8

(注1) △は損失を表しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(注3) 1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(注4) 第45期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成26年4月1日から平成26年6月30日までの3ヶ月間となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、親会社及び子会社に関する該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

当社は、環境計量証明業を基盤とした事業を展開しています。

環境計量証明業は、環境関連諸法規にて定められている基準への適合状況を確認するための測定・分析を行い、計量法に基づく計量証明書を成果品としてお客様に納品する事業です。当社は、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭などあらゆる環境媒体に対応するとともに、一般分析項目から極微量化学物質まであらゆる環境調査に対応できます。この環境調査分野は、公共用水域や一般環境の大気汚染などを調査する環境監視業務、工場稼働に伴う排水や排ガスなどを調査する施設・事業場業務、廃棄物処理に係る様々な環境影響を調査する廃棄物業務、土地取引等の際に土壌汚染の有無を調査する土壌・地下水業務で構成されます。

環境計量証明業を基盤とし、得られたデータを解析し活用する事業も展開しています。大規模事業に係る将来の環境影響を予測・評価する環境アセスメントを行う環境コンサルタント業務、培った分析技術をもとに受託試験やアスベスト測定等を行う応用測定業務、原発事故に起因する放射能を測定する放射能業務などを行っています。

さらに、上記各分野に係る環境対策工事や資材の販売、環境政策に係る委員会業務など、測定・分析に留まらず、周辺領域の業務についても展開しています。

(6) 主要な事業所（平成27年6月30日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都八王子市	分 析 セ ン タ ー	東京都八王子市
首 都 圏 支 社	東京都千代田区	調 査 セ ン タ ー	東京都日野市
東 京 支 社	東京都日野市	環境ソリューション部	東京都日野市
東 関 東 支 社	千葉市緑区	プロジェクト推進部	東京都八王子市
北 関 東 支 社	さいたま市中央区	エンジニアリング部	東京都千代田区
北 海 道 支 店	札幌市東区	福 島 事 業 所	福島県郡山市
東 北 支 店	仙台市青葉区	名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区

(7) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
267 (90) 名	6名増 (2名増)	40.7歳	14.8年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、()内は顧問1名及び臨時従業員数89名（当事業年度における平均雇用人数を1人1日8時間で換算した期中の平均人員）の合計を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	382百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	556百万円

(注) 株式会社みずほ銀行については、上記借入金のほかにも、同行を総額引受人とする社債残高262百万円があります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
(2) 発行済株式の総数 4,208,270株（自己株式418株を含む）
(3) 株主数 2,625名
(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
水落憲吾	429,500株	10.2%
従業員持株会	368,500株	8.7%
水落陽典	253,290株	6.0%
片柳健一	226,950株	5.3%
株式会社みずほ銀行	130,000株	3.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	130,000株	3.0%
明治安田生命保険相互会社	100,000株	2.3%
多摩信用金庫	90,000株	2.1%
野村證券株式会社 野村ネット&コール	87,400株	2.0%
飯田富美子	82,000株	1.9%

（注）持株比率は自己株式（418株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水 落 憲 吾	
専務取締役	河 東 康 一	環境測定事業本部長兼経営企画室・管理部管掌
取 締 役	清 水 重 雄	執行役員 プロジェクト事業本部長兼首都圏支社長
取 締 役	尹 順 子	プロジェクト事業本部環境放射能プロジェクト室長
取 締 役	渡 辺 真一郎	アドバンスアイ株式会社 取締役会長
常 勤 監 査 役	片 柳 健 一	
監 査 役	山 本 好	税理士
監 査 役	宮 本 健 人	

- (注) 1. 取締役渡辺真一郎氏は、社外取締役であります。なお、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役山本好氏及び監査役宮本健人氏は、社外監査役であります。なお、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役山本好氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役宮本健人氏は、金融機関等における企業経営の豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、平成26年9月25日開催の第45期定時株主総会において平谷敬一郎氏を補欠監査役に選任しております。
なお、同氏は社外監査役の要件を満たしており、補欠監査役の予選の効力は、定款の定めにより、4年後の定時株主総会開始の時までとしております。
5. 決算期後の取締役の担当変更
平成27年7月1日付けにて、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。
取締役 執行役員 プロジェクト事業本部長
兼 環境放射能プロジェクト室長 清水 重雄
取締役 尹 順子
6. 当社は執行役員制を導入しており、平成27年7月1日現在では、取締役清水重雄氏が兼務するほか、二瓶昭一氏、豊口敏之氏、斉藤徹氏、阿部大氏が就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	57百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14百万円 (4百万円)
合 計	8名	71百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。使用人兼務取締役（2名）に支払った使用人分給与は19百万円です。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月25日開催の第43期定時株主総会において年額2億円以内（役員賞与含む。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年6月25日開催の第43期定時株主総会において年額3千万円以内（役員賞与含む。）と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

取締役渡辺真一郎氏は、アドバンスアイ株式会社の取締役会長であります。なお、当社は、アドバンスアイ株式会社と経営顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 渡辺 真一郎	11回	100.0%	—	—
監査役 山本 好	14回	100.0%	14回	100.0%
監査役 宮本 健人	14回	100.0%	14回	100.0%

- (注) 取締役渡辺真一郎氏は、平成26年9月25日開催の第45期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回であります。

当事業年度における主な活動状況

- ・取締役渡辺真一郎氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督するとともに、経営全般に助言をすることによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与しております。
- ・監査役山本好氏は取締役会において主に税務、会計の見地から公正な意見の表明を行いました。監査役会においては適宜期中監査を行うとともに、監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について、問題・課題への提言を行っております。
- ・監査役宮本健人氏は、財務及び事業リスクの見地から書類等を精査するとともに適宜期中監査を実施し、取締役が行う業務執行に関する提言、助言等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任を行った場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数を勘案して再任もしくは不再任の決定を行うことができるものとします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行う。
2. 取締役は、社会の常識・倫理意識からの乖離を戒めるとともに反社会的勢力との関わりの拒絶を宣言した「企業行動指針」に基づき、適法・適正に事業活動を行う。
3. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告する。
4. 取締役会は、取締役会規程に基づいて、執行役員及び部門長から報告を受けるとともに付議事項を決定する。
5. 取締役は、会社の財産及び事業の継続に損害を与える危険性を未然防止するための体制を構築する。
6. 代表取締役社長は、財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
7. 取締役は、職務執行の一部を執行役員に委嘱し、経営意思決定と職務執行を迅速に行う。
8. 取締役は、職務執行の状況を監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役は、情報開示委員会を設置し、株主・投資家等ステークホルダーに重要な情報開示を適時適正に行う。
2. 取締役及び執行役員は、社内規程に基づき職務執行に係る情報を収集・保管し、取締役・監査役が随時閲覧できるよう整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役は、リスク管理委員会を設置し、事業に係る多様なリスク（施設管理が起因となり周辺環境に及ぼす影響・従業員の労務健康状況・成果品の品質等を含む人的要因による損害、自然要因による損害）を想定して未然防止にあたる。
2. 取締役及び執行役員は、自然災害による事業活動への影響に備え、点検と対策を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、経営意思の決定と執行の迅速化を実現するため執行役員制を採用する。また取締役から役付執行役員を任命し、経営意思決定と執行を更に迅速化する。
2. 取締役及び執行役員は、定期的な会議体を置き情報交換を行い、他の取締役及び執行役員が職掌する職務の執行状況を把握する。
3. 取締役及び執行役員は、職務分掌と職務権限を定める社内規程に基づき忠実にその職務を執行する。
4. 取締役会は経営目標と予算を作成する。取締役及び執行役員はその達成に向けて職務を執行し、取締役会はその進捗管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 執行役員及び従業員（使用人）は、業務執行に際して「企業行動指針」に基づき行動し、取締役はその監督を行う。
2. 取締役は、情報セキュリティポリシーに基づき社内体制を構築し、個人情報の保護その他重要情報の管理に取り組む。
3. 取締役及び執行役員は、入札に際して不公正取引が生じない仕組みを作るとともに、業務執行にあたる従業員の教育を行う。
4. 内部監査室は、代表取締役社長の命を受けて業務執行に関する監査と、成果品の品質並びに環境保全活動の監査を実施する。
5. 内部監査室は、内部監査の実施結果を被監査部門に通知するとともに代表取締役社長及び監査役会に適宜報告を行う。

(6) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の使用人に関する事項

代表取締役社長は、監査役会がその職務を補助する要員を置くことを求めたときは、常勤監査役と協議し合理的な範囲で配置する。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の確保に関する事項

1. 代表取締役社長は、監査役の職務を補助する要員の任命・異動等の人事権に係わる事項を決定するときには、常勤監査役と意見交換を行う。
2. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

1. 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席して取締役から職務執行の状況を聴取し、また関係書類を閲覧する。
2. 取締役・執行役員・従業員は、監査役が求めるときは業務執行状況の報告を行う。
3. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。

(9) 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項に従い監査役へ報告を行った取締役・執行役員・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が会社に対してその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した費用の弁済を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役会は、定期的に代表取締役社長と会合を持ち、意見交換を行う。
2. 監査役は、内部監査室と連携を保つとともに、必要があるときは内部監査室に業務執行状況の報告を求める。
3. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行う。

4. 取締役は、監査役選任議案を株主総会に付議するときはあらかじめ監査役会と協議を行う。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンス

代表取締役社長は、全社行事等の機会を通じて企業倫理の重要性を発信するなど、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを実施しております。

(2) リスク管理体制

各執行部門は、施設管理等を起因とする環境リスクや従業員の健康リスクを未然に防止することを重点においた自主点検を推進し、毎月度定期的に取締役会に報告を実施しております。リスク管理委員会は、取締役・執行役員・内部監査室により構成し、各執行部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあっております。

(3) 財務報告に関する内部統制

財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて必要な業務プロセスを選定し評価を実施しております。

(4) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室と連携して各事業所における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、年1回以上代表取締役社長に意見を述べるほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。なお、平成27年6月より監査役会事務局を設けております。

(注) 事業報告に記載の金額については表示単位未満を切り捨てており、1株当たり当期純利益及び純資産並びに比率については表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,222,621	流 動 負 債	1,721,936
現金及び預金	394,737	買掛金	66,269
受取手形	49,712	短期借入金	824,177
売掛金	500,222	1年内償還予定の社債	75,000
仕掛品	200,331	1年内返済予定の長期借入金	283,372
貯蔵品	10,085	リース債務	55,554
前払費用	38,627	未払金	117,095
繰延税金資産	24,002	未払費用	89,478
その他	6,849	未払法人税等	20,009
貸倒引当金	△1,945	未払事業税	5,620
固 定 資 産	3,225,519	未払消費税	146,276
有 形 固 定 資 産	3,047,158	前受金	30,632
建物	1,530,494	預り金	7,631
構築物	12,993	受注損失引当金	820
機械及び装置	150,437	固 定 負 債	1,399,075
車両運搬具	14,163	社債	187,500
工具器具備品	70,223	長期借入金	590,710
土地	1,107,645	リース債務	126,302
リース資産	161,200	繰延税金負債	1,363
無 形 固 定 資 産	37,120	退職給付引当金	480,183
リース資産	1,735	役員退職慰労引当金	9,554
ソフトウェア	23,231	資産除去債務	3,461
その他	12,153	負 債 合 計	3,121,012
投資その他の資産	141,241	純 資 産 の 部	
投資有価証券	14,640	株 主 資 本	1,325,103
破産更生債権等	46,756	資本金	759,037
長期前払費用	14,530	資本剰余金	707,701
差入保証金	81,150	資本準備金	707,701
その他	28,230	利益剰余金	△141,493
貸倒引当金	△44,066	その他利益剰余金	△141,493
資 産 合 計	4,448,141	繰越利益剰余金	△141,493
		自 己 株 式	△142
		評価・換算差額等	2,025
		その他有価証券評価差額金	2,025
		純 資 産 合 計	1,327,129
		負 債 純 資 産 合 計	4,448,141

損益計算書

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 売上高	3,698,730
II 売上原価	2,952,100
売上総利益	746,629
III 販売費及び一般管理費	786,048
営業損失	39,418
IV 営業外収益	
受取利息及び配当金	2,413
受取賃貸料	1,403
受取手数料	1,019
受取保険金	4,683
投資有価証券売却益	1,900
その他の営業外収益	2,386
営業外収益	13,806
V 営業外費用	
支払利息	47,971
その他の営業外費用	8,885
営業外費用	56,856
経常損失	82,468
税引前当期純損失	82,468
法人税、住民税及び事業税	13,261
法人税等調整額	463
調整額	13,725
当期純損失	96,194

株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
			繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	759,037	707,701	707,701	△45,298	△45,298
当期変動額					
当期純損失				△96,194	△96,194
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	△96,194	△96,194
当期末残高	759,037	707,701	707,701	△141,493	△141,493

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△142	1,421,298	1,435	1,435	1,422,733
当期変動額					
当期純損失		△96,194			△96,194
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			590	590	590
当期変動額合計	－	△96,194	590	590	△95,604
当期末残高	△142	1,325,103	2,025	2,025	1,327,129

キャッシュ・フロー計算書（参考）

（平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失	△82,468
減価償却費	242,779
貸倒引当金の増減額（△は減少）	706
退職給付引当金の増減額（△は減少）	18,872
受注損失引当金の増減額（△は減少）	△800
受取利息及び配当金	△2,413
受取保険金	△4,683
支払利息	50,140
投資有価証券売却損益（△は益）	△1,900
有形固定資産除却損	544
売上債権の増減額（△は増加）	△82,589
たな卸資産の増減額（△は増加）	102,794
仕入債務の増減額（△は減少）	△21,381
未払消費税等の増減額（△は減少）	147,038
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△1,309
その他の負債の増減額（△は減少）	49,891
その他	2,159
小計	417,382
利息及び配当金の受取額	2,413
保険金の受取額	504
利息の支払額	△48,200
法人税等の支払額	△5,464
その他	△2,661
営業活動によるキャッシュ・フロー	363,973

科 目	金 額
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△103,807
有形固定資産の売却による収入	1,731
無形固定資産の取得による支出	△10,240
投資有価証券の売却による収入	2,400
その他の	1,023
投資活動によるキャッシュ・フロー	△108,892
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△509,996
長期借入による収入	300,000
長期借入金の返済による支出	△305,032
社債の発行による収入	300,000
社債の償還による支出	△37,500
リース債務の返済による支出	△60,271
配当金の支払額	△2,491
財務活動によるキャッシュ・フロー	△315,290
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△60,210
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高	454,947
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高	394,737

(注) 上記キャッシュ・フロー計算書(参考)は、33頁の監査報告書の対象には含まれておりません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

(但し、分析センター、本社、日野分室及び東関東支社の建物（賃貸物件の建物附属設備を除く。）については定額法）

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 5～8年

工具器具備品 2～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間定額法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 受注損失引当金 受注契約の見積原価が受注金額を超えることにより、将来発生が見込まれる損失に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、平成21年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労引当金の新規積立を停止していることから、当事業年度における繰入額はありません。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益の計上については完成基準を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについて、特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の金利
- ③ ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理を採用しているため有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更しております。

なお、表示方法の変更の内容は当該箇所に記載しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

建物	1,499,144千円
土地	1,107,645
計	2,606,790千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	474,177千円
1年内返済予定の長期借入金	70,008
長期借入金	422,434
計	966,619千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,443,001千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,208千株	一千株	一千株	4,208千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	0千株	一千株	一千株	0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	185,599千円
貸倒引当金	14,588
未払事業税	2,246
未払事業所税	1,860
役員退職慰労引当金	3,090
退職給付引当金	155,291
未払賞与等	13,797
その他	7,405
繰延税金資産小計	383,879
評価性引当額	△359,877
繰延税金資産合計	24,002
繰延税金負債	
その他	△1,363
繰延税金負債合計	△1,363
繰延税金資産の純額	22,638

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。この税率変更による影響額は、軽微であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、分析・測定機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

① 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	74,507千円	62,446千円	12,061千円
合計	74,507千円	62,446千円	12,061千円

② 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	9,344千円
1年超	4,377
合計	13,722千円

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	38,640千円
1年超	281,680
合計	320,320千円

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入によることを方針としております。また、借入金の金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の社内規定に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況の把握を定期的に行っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金として、社債及び長期借入金は設備投資及び営業取引に係る資金として調達しており、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して、支払利息の固定化を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	394,737	394,737	－
(2) 受取手形及び売掛金	549,935	549,935	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	11,955	11,955	－
(4) 短期借入金	(824,177)	(824,177)	－
(5) 社債 （1年内償還予定の社債を含む）	(262,500)	(262,521)	21
(6) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	(874,082)	(872,275)	△1,806
(7) デリバティブ取引	－	－	－

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (5) 社債（1年内償還予定の社債を含む）
時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）
時価については、元利金の合計額を、新規に同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。
変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（7）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (7) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記（6）参照）。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額2,685千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 315円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失金額 | 22円86銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、全国環境計量証明業厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

また当社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	461,310千円
退職給付費用	47,007
退職給付の支払額	△28,134
退職給付引当金の期末残高	480,183千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立制度の退職給付債務	480,183千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	480,183

退職給付引当金	480,183千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	480,183

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	47,007千円
----------------	----------

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への拠出額は、15,069千円です。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成26年3月31日現在）

年金資産の額	21,053,098千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額	21,847,942
との合計額（注）	
差引額	△794,843千円

（注）前事業年度においては「年金財政計算上の給付債務の額」と掲載していた項目であります。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
5.14%

(3) 補足説明

上記（1）の差額の要因は、繰越不足金△986,459千円及び当年度剰余金191,616千円であります。
なお、過去勤務費用はありません。

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,030千円でありました。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年8月12日

株式会社 環境管理センター
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日 高 真理子 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 達 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社環境管理センターの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月26日

株 式 会 社 環 境 管 理 セ ン タ ー 監 査 役 会

常勤監査役 片 柳 健 一 ㊟

監 査 役 山 本 好 ㊟

監 査 役 宮 本 健 人 ㊟

(注) 監査役山本好及び宮本健人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律（以下、「改正会社法」といいます。）」が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的に、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- (2)改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- (3)剰余金の配当等を取締役会で決定することができるよう、定款第38条を新設するものであります。
- (4)当社の事業の現状を踏まえ、今後の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (5)その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。
- (6)本議案は、本株主総会の終結の時をもって効力を生ずるものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(1) ～ (24) (条文省略) (新 設)	(1) ～ (現行どおり) (24) <u>(25)コンピュータソフトウェアの設計・開発・販売・システムコンサルティング、コンピュータハードウェアの販売・保守管理</u>
(25) ～ (条文省略) (28)	(26) ～ (現行どおり) (29)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社の <u>取締役</u> は、7名以内とする。	第18条 当社の <u>監査等委員</u> である取締役以外の取締役 (<u>以下「監査等委員でない取締役」という。</u>)は、7名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任および解任方法) 第19条 (条文省略) (新 設)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別してしなければならない。</p> <p>3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (削 除)</p> <p>(取締役の解任方法) 第20条 取締役は、株主総会において解任する。</p> <p>2 <u>監査等委員でない取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>監査等委員である取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略) 2 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会終了後、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) <u>第25条</u> 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合について、当該提案につき取締役（当該提案について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第26条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第25条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(報酬等) <u>第28条</u> (現行どおり) 2 <u>会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定めなければならない。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) <u>第26条</u> (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第29条</u> (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役又は使用人である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第27条 ～ 第34条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の権限</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を行うことができる。</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>以上</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条 当社の剰余金の配当等、会社法第459号第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>以上</p>

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

取締役（5名）は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行すること、および現行定款第20条の定めにより、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	みず おち けん ご 水 落 憲 吾 (昭和42年5月3日)	平成9年1月 当社入社 平成15年6月 取締役 平成17年4月 取締役 執行役員 営業推進室長 平成20年4月 専務取締役 専務執行役員 東京支社長 平成22年4月 取締役 専務執行役員 営業本部長兼東京支社長 平成23年4月 代表取締役社長（現任）	429,502株
2	し みず しげ お 清 水 重 雄 (昭和40年6月19日)	平成元年3月 当社入社 平成23年4月 執行役員 首都圏支社長 平成25年4月 執行役員 プロジェクト事業本部長兼首都圏支社長 平成25年6月 取締役 執行役員 プロジェクト事業本部長兼首都圏支社長 平成27年7月 取締役 執行役員 プロジェクト事業本部長兼環境放射能プロジェクト室長（現任）	7,732株
※3	とよ ぐち とし ゆき 豊 口 敏 之 (昭和41年6月25日)	平成3年10月 当社入社 平成25年4月 執行役員 プロジェクト事業本部副本部長兼プロジェクト推進部長（現任）	1,697株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
※ 4	おまとしゆき 尾間利幸 (昭和43年5月4日)	平成5年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成15年5月 アジアングループ株式会社 入社 平成17年9月 アジアングループ株式会社 取締役 平成23年7月 株式会社カクタス 代表取締役 平成23年9月 株式会社Ant10 代表取締役 平成27年6月 株式会社CASA 代表取締役 (重要な兼職の状況) なし	— 株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 「所有する当社の株式数」には、平成27年6月30日現在の所有株式数を記載しており、役員持株会における持分を含んでおります。
4. 新任取締役候補者 尾間利幸氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由
尾間利幸氏は、長年にわたり経営コンサルタントとして、多くの企業のIPOやM&Aに携わっており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
6. 尾間利幸氏は、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度額内で締結する予定であります。
7. 当社は、尾間利幸氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かた やなぎ けん いち 片 柳 健 一 (昭和24年5月14日)	昭和60年4月 当社入社 平成5年4月 事業統括部長 平成5年6月 取締役 平成8年4月 取締役 技術本部副本部長 平成13年6月 取締役 退任 平成15年4月 執行役員 新事業開発室長 平成16年4月 執行役員 市場開発室長 平成20年6月 常勤監査役 (現任)	226,950株
2	わた なべ しんいちろう 渡 辺 真 一 郎 (昭和34年11月8日)	昭和57年4月 野村証券株式会社 入社 平成19年4月 野村証券株式会社 取締役 平成20年10月 野村ホールディングス株式会社 常務 グループ広報担当 平成22年4月 野村ビジネスサービス株式会社 執行役社長 平成23年4月 野村ビジネスサービス株式会社 取締役社長 平成24年10月 アドバンストアイ株式会社 常勤顧問 平成25年2月 株式会社エヌ・エヌ・エー 監査役 (現任) 平成25年5月 アドバンストアイ株式会社 取締役会長 (現任) 平成25年6月 クォンツ・リサーチ株式会社 取締役 (現任) 平成26年9月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) アドバンストアイ株式会社 取締役会長	一 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	なか じま のり お 中 嶋 教 夫 (昭和48年7月20日)	平成8年4月 株式会社武蔵野銀行 入行 平成17年4月 明治大学商学部助手 平成18年4月 明星大学経済学部経営学科講師 平成22年4月 明星大学経済学部経営学科准教授 平成24年4月 明星大学経営学部経営学科准教授(現任) (重要な兼職の状況) なし	- 株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありませんが、渡辺真一郎氏が取締役会長を務めるアドバンスアイ株式会社と経営顧問契約を締結しております。
2. 渡辺真一郎氏および中嶋教夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
 渡辺真一郎氏は、長年にわたり野村證券株式会社等の取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、これまで社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は、監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、監査等委員である社外取締役として選任するものであります。
 中嶋教夫氏は、過去に直接、企業経営に関与された経験がありませんが、会計学の専門家として企業価値向上につながる研究実績を積み重ねておられます。今後は、監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、監査等委員である社外取締役として選任するものであります。
4. 渡辺真一郎氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 渡辺真一郎氏および中嶋教夫氏は、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度額内で締結する予定であります。
6. 当社は、渡辺真一郎氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案ご承認後は、渡辺真一郎氏および中嶋教夫氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
八百屋 伴 声 (昭和37年3月22日)	平成7年4月 弁護士登録（現在） 平成19年4月 第二東京弁護士会副会長	- 株

(注) 1. 候補者と当社の間で法律顧問契約を締結しております。

2. 八百屋伴声氏は、社外取締役候補者であります。

3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由

八百屋伴声氏につきましては、過去に直接、企業経営に関与された経験がありませんが、監査等委員である取締役に就任した場合に、長年の弁護士として培われた法律知識を活かしていただき、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任するものであります。

4. 八百屋伴声氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度額内で締結する予定であります。

5. 八百屋伴声氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年6月25日開催の第43期定時株主総会において年額2億円以内と決議いただき今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員でない取締役の報酬額を、年額2億円以内（うち社外取締役分5千万円以内）とさせていただきますたく存じます。

なお、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額5千万円以内とさせていただきますたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第7号議案 退任取締役および監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって任期満了により退任されます取締役尹順子氏および取締役河東康一氏、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社への移行に伴い監査役を退任する片柳健一氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の内規に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、当社は平成21年3月31日をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労引当金の新規積立を停止しておりますので、本議案に基づいて贈呈する退職慰労金は、取締役および監査役への就任時から平成21年3月31日までの在任期間に対するものであります。

取締役尹順子氏および取締役河東康一氏への退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等は、廃止された役員退職慰労金規程に基づいて取締役会が決定するとの一任をお願いいたしたいと存じます。

また、監査役片柳健一氏への退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、廃止された役員退職慰労金規程に基づき監査等委員である取締役の協議で決定するとの一任をお願いいたしたいと存じます。

退任取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
尹 順 子	昭和61年4月 当社入社 平成14年6月 取締役（現任）
河 東 康 一	平成4年2月 当社入社 平成20年6月 取締役（現任）
片 柳 健 一	昭和60年4月 当社入社 平成20年6月 常勤監査役（現任）

以 上

〈メモ欄〉

< ヌ 厶 欄 >

株主総会会場ご案内図

会 場 パレスホテル立川 3階「こぶしの間」
東京都立川市曙町2丁目40番15号
TEL 042-527-1111



交通 JR立川駅北口より伊勢丹の歩行者デッキを直進。高島屋を越えてすぐ。徒歩約3分。

(お願い) 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

◎当日、当社では軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席ください。



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。